

# 信頼を保つために

## CSRの基本的な考え方

JR東日本グループは、鉄道という、お客さまの日常生活と広くかかわりあいを持ち、社会や地域に不可欠な事業を基盤としています。このように公益的な使命を担うJR東日本グループとしては、鉄道の安全を守り、安定した輸送サービスを提供することをはじめとした事業活動を通じて、その社会的責任を果たしていく考えです。

JR東日本グループは社会的使命について、グループ経営理念の中で「私たちは、お客さまとともに歩み、『信頼される生活サービス創造グループ』として、社会的責任の遂行と利益の創出とを両立し、グループの持続的成長を目指します」と掲げています。引き続きこのグループ経営理念に基づき、社会から寄せられる期待やステークホルダーからの信頼に応える企業であり続けたいと考えています。

## コーポレート・ガバナンス

### ●コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

JR東日本は、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけています。具体的には、経営の健全性、効率性および透明性を高める観点から、経営の意思決定、業務執行および監督、さらにはグループの統制、情報開示などについて適切な体制を整備するとともに、必要な施策を実施しています。

### ●業務執行、監査・監督体制

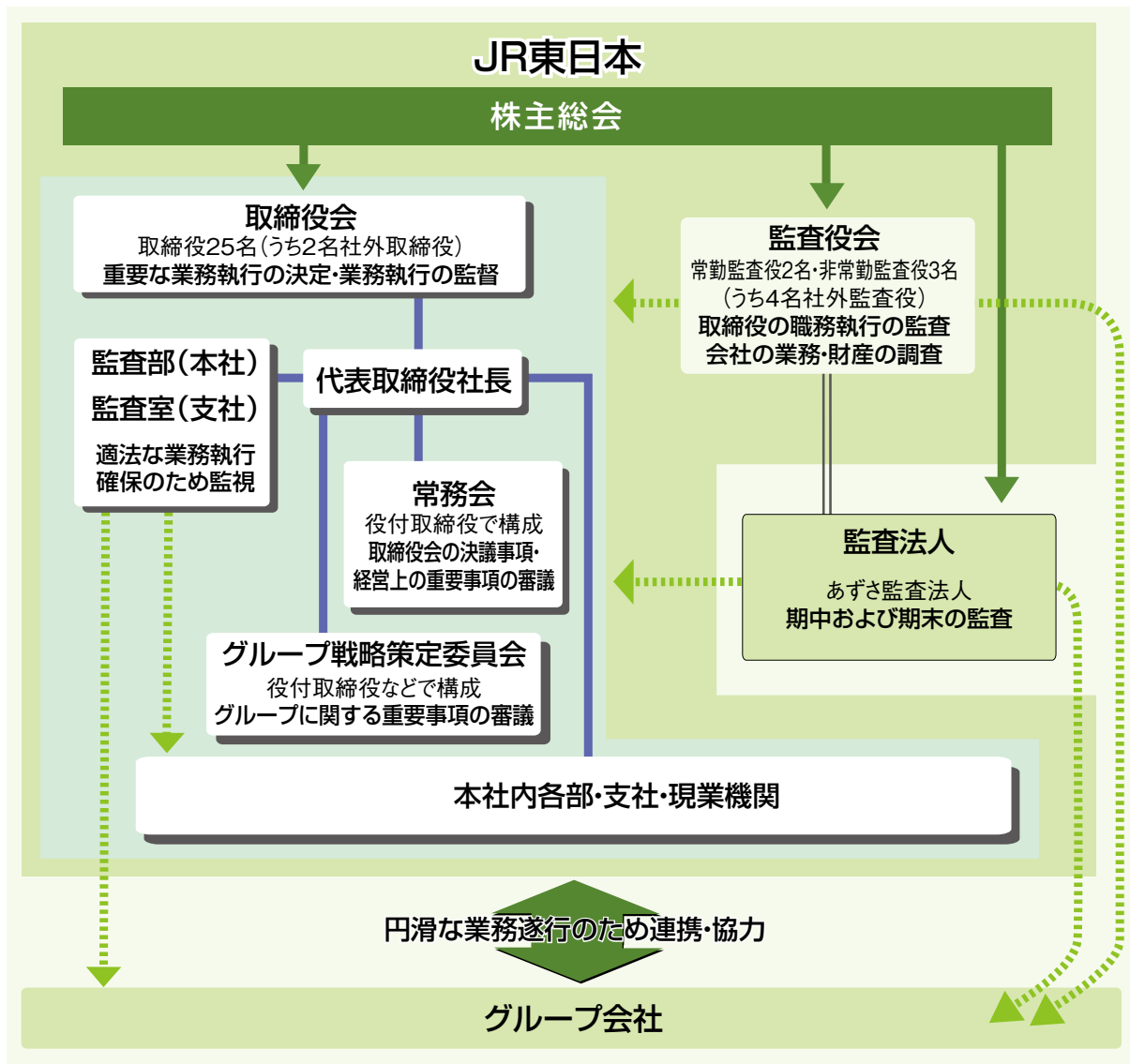
業務執行体制については、取締役会を原則として毎月1回開催し、法定の事項その他重要な業務執行についての決定および業務執行の監督を行っています。また、取締役会の定めるところにより、全ての役付取締役で構成される常務会を置き、原則として毎週1回開催して取締役会の決議事項およびその他の経営上の重要事項について審議を行っています。このほか、JR東日本グループ全体の発展を期するため、役付取締役などで構成されるグループ戦略策定委員会を必要に応じて開催し、事業分野ごとの経営戦略などグループに関する重要事項について審議を行っています。

内部監査については、監査部（本社）および監査室（各支社）を置き、約100名の専任スタッフを配置して、適法で効率的な業務執行確保のための監視体制を整えているほか、監査部では、グループ会社の監査も実施しています。

監査役監査については、監査役会を原則として毎月1回開催しているほか、監査役を補佐するため10名程度の専任スタッフを配置しており、常勤監査役を中心に、監査役会が定めた方針に従い、取締役会のほか常務会などの社内の重要会議への出席や業務、財産の状況の調査などを通じて、取締役の職務執行の監査を行っています。

会計監査については、JR東日本と監査契約を締結しているあずさ監査法人（会計監査人）が期中および期末に監査を実施しています。

■コーポレートガバナンス体制(2009年8月1日現在)



## コンプライアンス

### ● コンプライアンスの基本的な考え方

JR東日本は、2005年度に「法令遵守と企業倫理に関する指針」を策定し、その趣旨を周知徹底するためグループの全社員に「コンプライアンスアクションプラン」を配付するとともに、内部通報窓口である「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置するなど、コンプライアンスに関する取り組みを進めてきました。

2008年度に信濃川発電所における不祥事が発生したことを踏まえ、これまでの取り組みに加え、コンプライアンスアクションプランを改訂したほか、法令事項総点検の実施と社員教育の一層の強化などを実施し、信頼の回復に向けて全社を挙げてコンプライアンス経営の更なる推進に取り組んでいます。

## ●コンプライアンスアクションプランの策定・改訂

2005年6月に、JR東日本グループで就業する全ての社員に取り組んでほしい「望ましい行動のあり方」をまとめた「コンプライアンスアクションプラン(初版)」を策定し全社員に配付しました。2009年4月には、コンプライアンスの更なる徹底と社員意識の向上を図るため、「常に根拠となる法令等を意識した仕事の見直しを図ること」などの趣旨を盛り込んだ改訂版を策定し、全社員に配付しました。

## ●法令事項総点検の実施と業務全般の継続的な見直し

業務全般に関わる法令の遵守状況の総点検を実施しています。この一連の総点検を端緒として、法令・社内規則・社会規範などを踏まえた業務全般の見直しを継続的に推進します。

## ●コンプライアンスに関する教育の強化

コンプライアンス教育については、これまでも継続的に行ってききましたが、さらに、強化を図っていきます。具体的には、コンプライアンス意識の更なる向上を図るため、改訂した「コンプライアンスアクションプラン」を活用した教育を、グループで働く全ての社員を対象として2009年度内に実施します。

### ■コンプライアンス研修実績

研修名	実施回数	対象	内容・目的	参加人数
経営スクール (コンプライアンスコース)	1回	グループ会社 総務担当部長	コンプライアンス	37人
法務レベル アップ研修	1回	支社法務担当者	実際の問題に即した法律知識、 法的思考力、判断力および 解決能力の向上	14人
法務基礎研修	2回	グループ会社 法務業務関係者	法務に関する基礎知識の修得	50人
法務セミナー	4回	当社および グループ会社社員	新法・改正法の解説、 法令遵守に対する意識の啓発	各 約180人

## ● 個人情報の保護

個人情報管理規程を2005年に制定し、個人情報管理責任者を設置しました。グループ各社の保有する個人情報についても、全グループ会社の保有状況を把握し、情報セキュリティの強化を図っています。

## リスクマネジメント

グループの事業運営に重大な危機が発生した際、情報の収集・一元管理と初動体制の整備を迅速に行うことを目的として、2001年度より危機管理本部を設置しています。さらに、2004年度には、危機発生以前のリスクコントロールとリスク発見の早期化を目的として、専任の部署である危機管理室を設置しました。最近では、いわゆる新型インフルエンザの対応について必要な体制を構築するなど、当社が直面するあらゆるリスクに対して、必要な対応をとるべく努めているところです。

## 情報開示の状況

JR東日本は、鉄道事業で日々約1,686万人ものお客さまと接し、さらに株主・投資家、取引先、社員・家族、地域の方々とはさまざまな連携を持っています。

こうしたステークホルダーの皆さまへ、広報活動やIR活動を通じ、グループの取り組み内容について積極的な情報発信を行っています。また、ホームページなどを活用して、重要な企業情報の適正かつ迅速な開示に努めています。

さらに、皆さまからのご意見・ご要望をお伺いする機会を、多岐にわたり設けています。

### 信濃川発電所における不祥事について

信濃川発電所において、許可された最大取水量を超えて取水していたことなどにより、2009年3月10日、国土交通省北陸地方整備局より、河川法に基づく流水の占用許可、いわゆる水利権の取消などの行政処分を受けました。信濃川流域の住民の皆さまをはじめとする関係の皆さま方、日ごろ当社をご利用いただいている皆さまにご迷惑、ご心配をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事に対しては、今後同じ過ちを繰り返さないよう肝に銘じ、直ちに経営トップの関与の下、「水力発電業務に関する部外有識者委員会」や「発電所等における業務改善・強化プロジェクト」を設置し、仕事の仕組みや制度の改善を着実に実施しております。また、2009年4月1日付で本社に設置した「信濃川発電所業務改善推進部」と同部直轄の現地事務所において、業務の改善と地域との連携強化を強力に進めるとともに、同日付で本社附属機関として設置した「エネルギー管理センター」に発電・電力供給に関する業務を東京支社から移管することで、現場と本社の意思疎通を活性化させる一方、責任体制や指揮命令系統を明確化しました。

当社は会社発足以来、コンプライアンスの徹底、内部統制の充実に取り組んできており、発生するさまざまな事象に対し、危機管理本部を中心としてその都度対応してまいりましたが、今回の発電所における不祥事を契機とし、法令遵守に関する社員教育の一層の強化を図るとともに、業務全般に係わる法令の遵守状況の総点検を実施するなど、コンプライアンス経営のさらなる推進に取り組み、信頼回復に努めてまいります。